

光ディスクによる給与支払報告書の
提出の手引き
(令和6年8月改訂版)

伊東市課税課市民税係

目 次

【1】	給与支払報告書の電子媒体による提出義務について	1
【2】	給与支払報告書の光ディスクについて	
1	対応媒体	1
2	提出対象者	1
3	提出期限	1
4	書面での給与支払報告書の提出が必要なもの	1
5	光ディスクに他市区町村において課税すべきデータが混在していた場合	1
6	提出方法	2
【3】	光ディスクの規格、留意事項等について	2

【1】給与支払報告書の電子媒体による提出義務について

令和3年1月1日以後の提出分から、基準年（前々年）の所得税の源泉徴収票の提出枚数が100枚を超える事業者（給与支払者）の方は、インターネットを利用したシステム（地方税電子申告：eLTAX）または光ディスク等による提出が義務付けられました。

【2】給与支払報告書の光ディスクについて

1 対応媒体

伊東市における対応媒体は、光ディスク（CD、DVD）のみとなります。磁気ディスク（FD、MO）は対応していません。

2 提出対象者

前年中に給与の支払いを受けた者のうち、翌年1月1日現在本市に住所を有している者を対象とします。

3 提出期限

光ディスクによる給与支払報告書の提出期限は、書面によるものと同様に1月末日です。

4 書面による給与支払報告書の提出が必要なもの

次に掲げるものについては、書面による給与支払報告書（個人別明細書）を作成のうえ、その旨の理由を記した書類（総括表等）とともに本市に提出してください。

- ①提出済の光ディスク等のデータ内容に訂正、取消若しくは追加が生じたために修正等を要するもの。
- ②提出済の光ディスクに含まれる者で、再年末調整を行ったもの。
- ③提出済の光ディスクに新規に追加するもの。
- ④提出期限（1月末日）を過ぎて提出するもの。

5 光ディスクに他市区町村において課税すべきデータが混在していた場合

賦課期日現在、本市に住所を有しない者に係る給与支払報告書が含まれていた場合は、提出された光ディスクの内容に基づき本市が給与支払報告書を書面にて作成し、該当市区町村へ送付します。

6 提出方法

書面による給与支払報告書（総括表）と併せて、市課税課市民税係にご持参いただくか、郵送にて提出してください。

提出先：〒414-8555

静岡県伊東市大原2-1-1 伊東市役所 課税課 市民税係

【3】光ディスクの規格等、留意事項について

総務省が公表している「別紙1 給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格等」、「別紙2 給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合のレコード内容等」に準ずるものとして、ご確認の上、ご対応をお願いいたします。

- ◎ 総務省 地方税分野におけるマイナンバーの利用＞光ディスク等により給与支払報告書を提出する場合の規格等について

https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.html#kikaku